

新 旧 対 照 表

新	旧
<p style="text-align: center;">高知県軌道事業維持特別対策給付金交付要綱</p> <p>第 1 条～第 3 条 （省略）</p> <p>（給付金の交付の申請）</p> <p>第 4 条 交付対象者は、給付金の交付を受けようとするときは、別記第 1 号様式による給付金交付申請書に、納期限の到来した県税について滞納のないことを証するもの及び関係書類を添えて、令和 <u>5</u> 年 5 月 31 日までに知事に提出しなければならない。</p> <p>第 5 条～第 19 条 （省略）</p> <p>附則</p> <p>1 この要綱は、令和 3 年 4 月 26 日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和 <u>6</u> 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、第 6 条から第 10 条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、令和 4 年 3 月 23 日から施行する。</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>この要綱は、令和 5 年 3 月 22 日から施行する。</u></p>	<p style="text-align: center;">高知県軌道事業維持特別対策給付金交付要綱</p> <p>第 1 条～第 3 条 （省略）</p> <p>（給付金の交付の申請）</p> <p>第 4 条 交付対象者は、給付金の交付を受けようとするときは、別記第 1 号様式による給付金交付申請書に、納期限の到来した県税について滞納のないことを証するもの及び関係書類を添えて、令和 <u>4</u> 年 5 月 31 日までに知事に提出しなければならない。</p> <p>第 5 条～第 19 条 （省略）</p> <p>附則</p> <p>1 この要綱は、令和 3 年 4 月 26 日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和 <u>5</u> 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、第 6 条から第 10 条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、令和 4 年 3 月 23 日から施行する。</p>

新 旧 対 照 表

新	旧								
<p>別表第 1 (第 3 条関係)</p> <table border="1" data-bbox="237 421 1120 638"> <thead> <tr> <th data-bbox="237 421 591 464">給付金額</th> <th data-bbox="591 421 1120 464">給付基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="237 464 591 638">給付基準額又は <u>1億 260 万 1,000 円</u> のいずれか少ない方の額</td> <td data-bbox="591 464 1120 638">次の算式により算定した額  <math display="block">\left( (\text{平成 29 年度の事業収入額} + \text{平成 30 年度の事業収入額}) \times 1 / 2 - (\text{令和 4 年度の事業収入額}) \right) \times 1 / 2</math> </td> </tr> </tbody> </table> <p>※事業収入額とは、とさでん交通株式会社の軌道事業における          運送収入、広告収入及び雑収入の合計をいう。</p> <p>別記第 1 号様式 (第 4 条関係) (省略)</p>	給付金額	給付基準額	給付基準額又は <u>1億 260 万 1,000 円</u> のいずれか少ない方の額	次の算式により算定した額 $\left( (\text{平成 29 年度の事業収入額} + \text{平成 30 年度の事業収入額}) \times 1 / 2 - (\text{令和 4 年度の事業収入額}) \right) \times 1 / 2$	<p>別表第 1 (第 3 条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1169 421 2051 638"> <thead> <tr> <th data-bbox="1169 421 1523 464">給付金額</th> <th data-bbox="1523 421 2051 464">給付基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1169 464 1523 638">給付基準額又は <u>1億 3,886 万 1000 円</u> のいずれか少ない方の額</td> <td data-bbox="1523 464 2051 638">次の算式により算定した額  <math display="block">\left( (\text{平成 29 年度の事業収入額} + \text{平成 30 年度の事業収入額}) \times 1 / 2 - (\text{令和 3 年度の事業収入額}) \right) \times 1 / 2</math> </td> </tr> </tbody> </table> <p>※事業収入額とは、とさでん交通株式会社の軌道事業における          運送収入、広告収入及び雑収入の合計をいう。</p> <p>別記第 1 号様式 (第 4 条関係) (省略)</p>	給付金額	給付基準額	給付基準額又は <u>1億 3,886 万 1000 円</u> のいずれか少ない方の額	次の算式により算定した額 $\left( (\text{平成 29 年度の事業収入額} + \text{平成 30 年度の事業収入額}) \times 1 / 2 - (\text{令和 3 年度の事業収入額}) \right) \times 1 / 2$
給付金額	給付基準額								
給付基準額又は <u>1億 260 万 1,000 円</u> のいずれか少ない方の額	次の算式により算定した額 $\left( (\text{平成 29 年度の事業収入額} + \text{平成 30 年度の事業収入額}) \times 1 / 2 - (\text{令和 4 年度の事業収入額}) \right) \times 1 / 2$								
給付金額	給付基準額								
給付基準額又は <u>1億 3,886 万 1000 円</u> のいずれか少ない方の額	次の算式により算定した額 $\left( (\text{平成 29 年度の事業収入額} + \text{平成 30 年度の事業収入額}) \times 1 / 2 - (\text{令和 3 年度の事業収入額}) \right) \times 1 / 2$								

新 旧 対 照 表

新			旧		
給付基準額計算書			給付基準額計算書		
単位：円			単位：円		
平成 29 年度 事業収入額	平成 30 年度 事業収入額	①と②の平均 = (①+②) ÷ 2	平成 29 年度 事業収入額	平成 30 年度 事業収入額	①と②の平均 = (①+②) ÷ 2
①	②	③	①	②	③
		0			0
令和 <u>4</u> 年度 事業収入額	給付基準額 = (③-④) ÷ 2	⑤又は <u>1億 260 万 1,000 円</u> のいずれ か少ない方の額	令和 <u>3</u> 年度 事業収入額	給付基準額 = (③-④) ÷ 2	⑤又は <u>1億 3,886 万 1000 円</u> のいずれ か少ない方の額
④	⑤	⑥	④	⑤	⑥
	0	0		0	0
給付金給付申請額		金 0 円	給付金給付申請額		金 0 円
⑥			⑥		
<p>※ ①, ②及び④は軌道事業における各年度の4月1日から3月31日の事業収入額（運送収入、広告収入及び雑収入の合計）を記入し、決算書等の<u>根拠資料を添付</u>してください。</p> <p>※ ③及び⑤は1円未満切捨てとしてください。</p> <p>※ ⑤は高知県軌道事業維持特別対策給付金交付要綱別表第1の算式により算出してください。</p>			<p>※ ①, ②及び④は軌道事業における各年度の4月1日から3月31日の事業収入額（運送収入、広告収入及び雑収入の合計）を記入し、決算書等の<u>根拠資料を添付</u>してください。</p> <p>※ ③及び⑤は1円未満切捨てとしてください。</p> <p>※ ⑤は高知県軌道事業維持特別対策給付金交付要綱別表第1の算式により算出してください。</p>		